



2022年11月11日

各 位

会社名 株式会社スプリックス
代表者名 代表取締役社長 常石 博之
(コード番号：7030 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理部長 設楽 征史
(TEL. 03-6912-7058)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を2022年12月23日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 提案の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 商号の英文表示変更

今後の海外展開を鑑みて、現行定款第1条(商号)に定める商号英文表示の法人格を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 当社は、当社は、株式会社スプリックスと称し、英文では <u>SPRIX, Ltd.</u> と表示する。 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第1条 当社は、当社は、株式会社スプリックスと称し、英文では <u>SPRIX Inc.</u> と表示する。
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年12月23日 (予定)

定款変更の効力発生日

2022年12月23日 (予定)

以 上